

岩内町都市計画マスタープラン・立地適正化計画

基本方針（案）

はじめに　～基本方針（案）について～

1　都市計画マスタープランと立地適正化計画の概要

2　岩内町の現況と課題

3　まちづくりの将来像・将来都市構造・誘導方針

4　居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設【立地適正化計画】

5　分野別構想【都市計画マスタープラン】

6　地域別構想【都市計画マスタープラン】

7　防災指針【立地適正化計画】

1

2

2

4

10

12

14

令和6年6月現在
岩内町

はじめに　～基本方針（案）について～

岩内町は、古くよりニシン漁による港町として栄え、昭和 29 年の大火により市街地の 8 割を焼失しましたが、大火直後からの土地区画整理事業の実施により、現在の都市形成の基礎が作られました。

都市計画におけるまちづくりにおいては、平成 17 年に、令和 6 年度までを計画期間とした「岩内町都市計画マスタープラン」を策定、平成 27 年度に見直しし、都市分野における総合的な施策展開を行ってきたところです。

岩内町では、人口減少・少子高齢化社会の更なる進展、空き家や低未利用地等の増加に伴う低密度化による都市機能の低下、自然災害への対応、社会保障費の増加、公共施設の維持更新費用の増大等、まちづくりにおける様々な課題を抱えています。

これまでの岩内町のまちづくりの歴史や方向性を踏まえながら、町の最上位計画である「岩内町総合振興計画」で示した目指すべきまちの姿や土地利用構想が実現できるよう、令和 4 年度から「岩内町都市計画マスタープラン」の見直し、及び「岩内町立地適正化計画」の策定を進めています。

両計画の策定にあたっては、町内の関係団体代表等で構成する「岩内町まちづくり検討会」で議論を重ねているところであり、本基本方針は、将来都市構造や居住誘導区域などの方針（案）について、主な内容（ポイント）を取りまとめたものです。

両計画については、今年度末の策定を予定しています。

図 「岩内町都市計画マスタープラン」・「岩内町立地適正化計画」の構成案と本基本方針の関係

基本方針（本書） ～両計画のポイントをまとめたもの～	都市計画マスタープラン （構成案）	立地適正化計画 （構成案）
1. 都市計画マスタープランと立地適正化計画の概要	1 章 都市計画マスタープランの概要	1 章 立地適正化計画の概要
2. 岩内町の現況と課題	2 章 岩内町の現況と課題	2 章 岩内町の現況と課題
3. まちづくりの将来像・将来都市構造・誘導方針	3 章 全体構想 （まちづくりの将来像 等）	3 章 立地適正化計画の基本的な考え方（まちづくりの目標 等）
4. 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設		4 章 居住誘導区域 5 章 都市機能誘導区域 6 章 誘導施設 7 章 都市機能及び人口密度を維持・誘導するための施策
5. 分野別構想	4 章 分野別構想	
6. 地域別構想	5 章 地域別構想	
7. 防災指針		8 章 防災指針
	6 章 実現化方策の検討	9 章 計画の評価指標と進行管理

1. 都市計画マスタープランと立地適正化計画の概要

1-1. 策定の目的

都市計画マスタープラン

- 岩内町のまちづくりの歴史や、岩内町の最上位計画である「岩内町総合振興計画」で示した目指すべきまちの姿や土地利用構想を踏まえながら、昨今の岩内町を取り巻く環境変化に対し、約 20 年先を見据えたまちづくり（土地利用・道路・公園等）の方向性を示します。

※現行計画：平成 17 年度～令和 6 年度（平成 27 年度に見直し）

立地適正化計画

- コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの実現に向けた方針や施策を定めます。

- 両計画は相互に連携しながら、一体的に取り組むものです。

（参考）コンパクト・プラス・ネットワーク

コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

+

ネットワーク

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築

- 生活利便性の持続・向上
 - 持続可能な都市経営
 - 脱炭素化に向けた都市構造
- 等の実現を目指します。

1-2. 計画の位置づけ

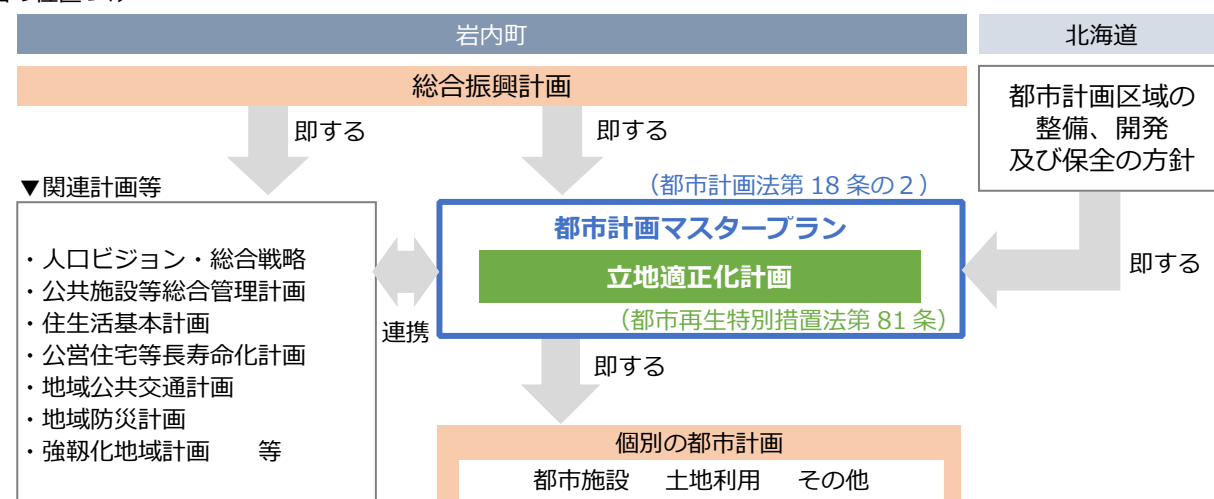
都市計画マスタープラン

- 都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられた、市町村の都市計画に関する基本的な方針として定めます。

立地適正化計画

- 都市再生特別措置法第 81 条による「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」として定め、「岩内町都市計画マスタープラン」の一部とみなします（都市再生特別措置法第 82 条）。

図 計画の位置づけ



1-3. 計画期間・対象区域

- 計画期間：令和 7 年度～26 年度
- 対象区域：行政区域のうち、岩内都市計画区域内（岩内町・共和町にわたる都市計画区域、都市計画区域全体で約 3,352ha、うち岩内町は約 2,606ha）

2. 岩内町の現況と課題

2-1. 岩内町の都市計画を取り巻く現状と課題

（1）人口・世帯減少進行に対する市街地の対応

岩内町の人口・世帯数は、ともに減少しており、人口は最多であった昭和 50 年の 25,823 人から、令和 27 年には 6,182 人と 1/4 以下になると推計されています。

特に市街地は、人口が減少している一方で拡大しており、空き地・空き家が点在しているため、その利活用や、老朽化した空き家については除却の促進などの支援策について検討が必要です。

また、用途地域内の縁辺部は農地・原野の未利用地が多く、更なる市街地拡大の懸念もあります。

今後のまちづくりにおいては、将来人口規模に合わせた市街地の更なるコンパクト化を進める必要があります。そのため誘導方針が求められます。

<立地適正化計画が担うべき課題>

- 居住エリアの適正な配置と誘導

（2）高齢化進行に対するまちづくりの対応

岩内町の高齢者数は、平成 27 年の 4,408 人を境に減少し、今後も減少する見込みですが、高齢化率は増加する見込みであり、令和 27 年の高齢者数は 3,137 人、高齢化率は 51%と推計されています。

町内の公共交通を担うバス交通は、一部路線で利用者の減少が続いています。

医療施設や介護・福祉施設は、将来高齢者数を見据えた機能維持が求められる一方で、高齢者等が歩いて暮らせるなど、安全・安心に暮らし続けられるまちづくりが必要となっています。

<立地適正化計画が担うべき課題>

- 高齢化に対応する公共交通ネットワークと歩いて生活できるまちづくりの形成

（3）災害リスクへの市街地の対応

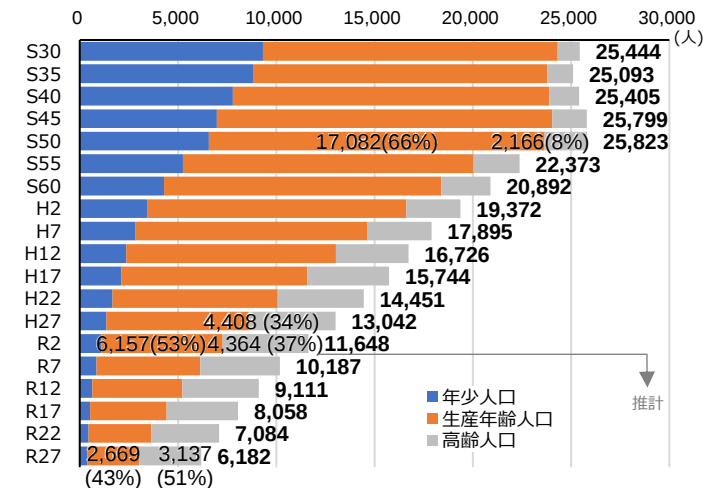
防災・減災を踏まえた、まちづくり・中心市街地づくりが必要となっています。

留萌沖の地震が発生した場合、町内の一部は震度 6 強が想定されています。市街地のコンパクト化に合わせた住宅の耐震化対策も重要です。

<立地適正化計画が担うべき課題>

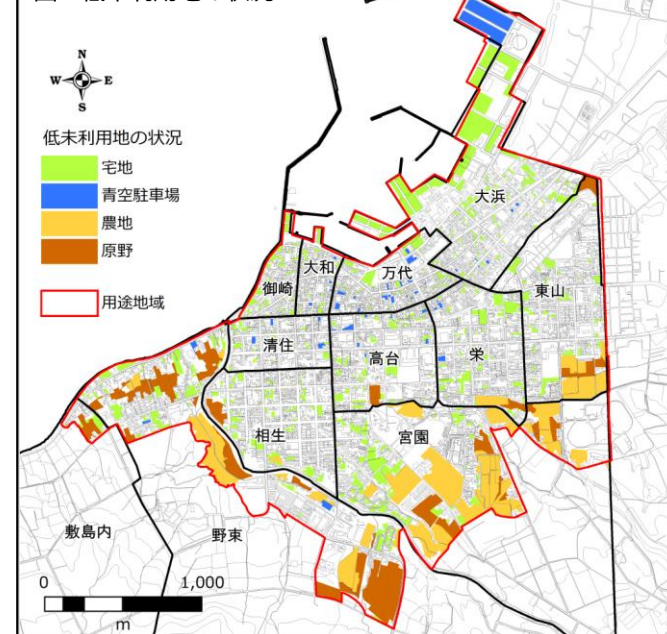
- 持続可能なまちづくりの形成

図 年齢別人口・将来人口の推移



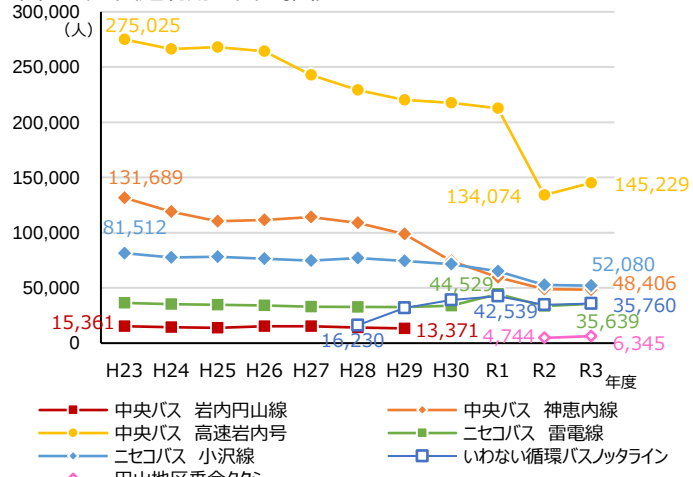
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、国立社会保障・人口問題研究所人口推計

図 低未利用地の状況



資料：令和 2 年岩内町都市計画基礎調査

図 公共交通利用人員の推移



※中央バス神恵内線は令和 6 年 9 月末で廃止予定、同年 10 月から岩内地域公共交通活性化協議会（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）による路線バスが運行予定
資料：岩内町調べ

（参考）町民・高校生アンケート調査結果

①調査目的

本調査は、町内の都市機能施設利用状況や公共交通利用状況、都市計画に係るまちづくりの満足度・要望などを把握し、計画策定の参考とすることを目的としています。

②調査概要

	町民アンケート（以下、「町民」）	高校生アンケート（以下、「高校生」）
調査対象	岩内町在住の満 18 歳以上の方から 1,300 人を無作為抽出	北海道岩内高等学校在校生 227 人
調査期間	令和 5 年 1 月 4 日～1 月 20 日	令和 4 年 12 月 20 日～12 月 23 日
配布・回収方法	配布は郵送、回収は郵送及び Web に よる回答	学校を経由した直接配布・回収
回収数・回収率	439 票・33.8% （郵送 380 票、Web59 票）	133 票・58.6%

③中心市街地や市街地の利用状況について

本調査における岩内町の中心市街地は、概ね右図の太線で囲まれているエリアとします。

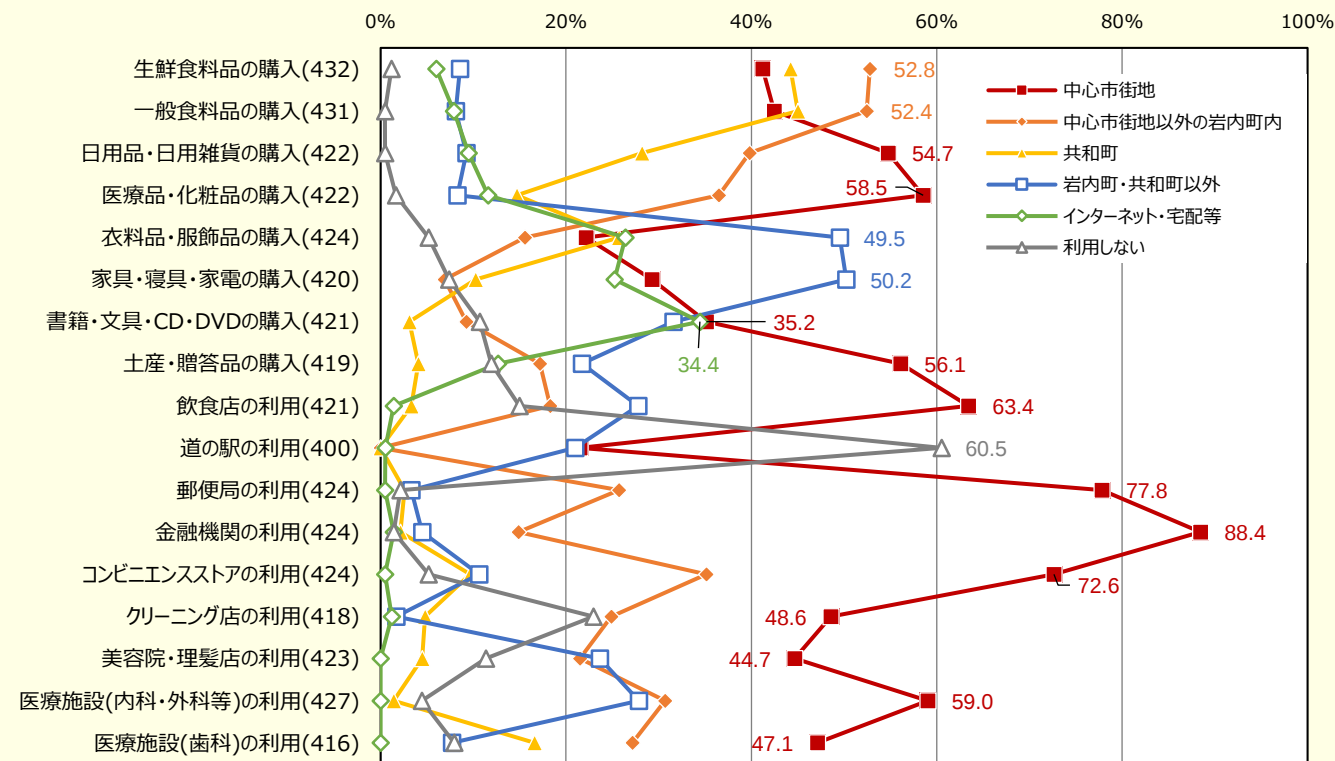


◆目的別購入や利用する主な施設の場所（町民・複数回答）

購入や利用する主な施設の場所（複数回答）のうち、「中心市街地」は、“金融機関の利用”（88.4%）、“郵便局の利用”（77.8%）、“コンビニエンスストアの利用”（72.6%）、“飲食店の利用”（63.4%）、“医療施設（内科・外科等）の利用”（59.0%）等 12 項目で最も高くなっています。

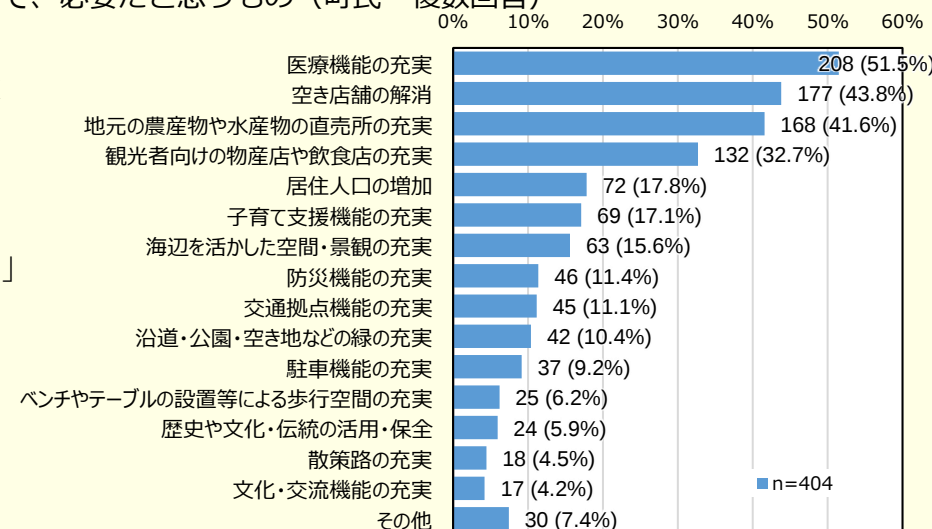
「中心市街地以外の岩内町内」は“生鮮食料品の購入”（52.8%）及び“一般食料品の購入”（52.4%）が最も高くなっています。

“道の駅”は「利用しない」が 60.5%で最も高くなっています。



◆中心市街地のまちづくりについて、必要だと思うもの（町民・複数回答）

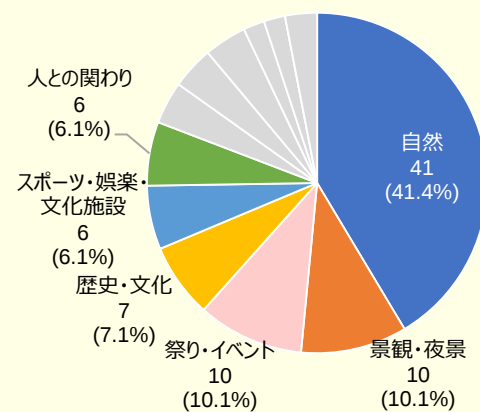
中心市街地のまちづくりについて、必要だと思うもの（複数回答）は、「医療機能の充実」が 51.5%で最も高く、以下、「空き店舗の解消」が 43.8%、「地元の農産物や水産物の直売所の充実」が 41.6%、「観光者向けの物産店や飲食店の充実」が 32.7%となっています。



④岩内町のまちづくりについて

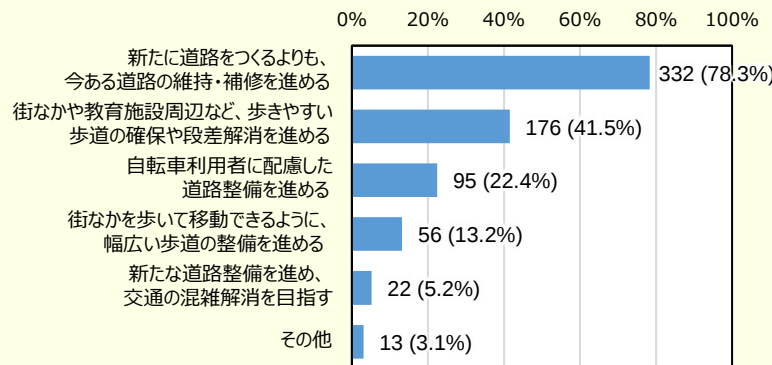
◆まちづくりにおいて大事にしたい今の良いところ（高校生・自由記述）

高校生のまちづくりにおいて大事にしたい今の良いところ（自由記述）は、「自然」に関する回答が多く、また「祭り・イベント」、「人との関わり」などソフトに関する回答も多くなっています。



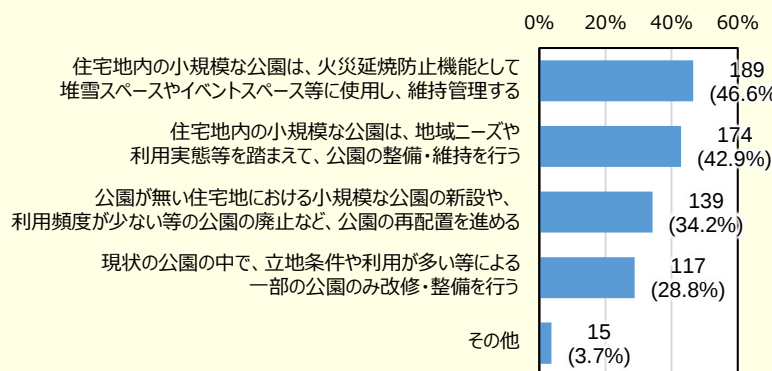
◆今後の「道路・交通施設」について重視すべき項目（町民・複数回答）

今後の「道路・交通施設」について重視すべきと考える項目について（複数回答）は、「新たに道路をつくるよりも、今ある道路の維持・補修を進める。」が 78.3%で最も高く、次いで「街なかや教育施設周辺など、歩きやすい歩道の確保や段差解消を進める。」が 41.5%となっています。



◆今後の「公園・緑地」について重視すべき項目（町民・複数回答）

今後の「公園・緑地」について重視すべきと考える項目について（複数回答）は、「住宅地内の小規模な公園は、火災延焼防止機能として堆雪スペースやイベントスペース等に使用し、維持管理する。」が 46.6%で最も高く、「公園が無い住宅地における小規模な公園の新設や、利用頻度が少ない等の公園の廃止など、公園の再配置を進める。」が 34.2%となっています。



（４）土地利用動向と課題

土地利用	課 題
①商業地	○商業業務施設の老朽化、空き家・空き店舗の増加により、特に商業機能が低下しているとともに、観光拠点となるべき道の駅は、使い勝手が不十分となっていることから、商業・観光機能の連携と、津波浸水対策等防災機能の強化が求められています。
②業務地	○生活利便性に資する都市機能施設については、交通利便性等も踏まえながら市民の利便性向上に繋がる適切な区域設定等の誘導が必要です。
③臨港地区	○港湾の利用は、今後の利用動向や、水産業・物流業等と連携を図りながら、適切な港湾土地利用を図ることが求められます。 ○商業地と港湾が隣接している立地特性を活かして、観光と連携したまちづくり方策も合わせて検討することが重要です。
④住宅地	○人口移動動向や災害リスク、インフラ整備状況等を踏まえながら、適切に居住誘導を図ることが求められます。
⑤リゾート地域 （円山地域）	○海や夕景・夜景を臨む眺望景観、自然景観等を活かした、リゾート地としての土地利用を今後も適切に図ることが求められます。
⑥農業地域・ その他	○農業地域については、今後も引き続き市街化の抑制が求められます。 ○雷電地域など都市計画区域外の雷電海岸から岩内岳にかけては、ニセコ積丹小樽海岸 国定公園の自然公園地域（特別地域）に指定されています。自然公園内の行為許可者である北海道と連携し、適切な土地利用を図ることが求められます。

<立地適正化計画が担うべき課題>

○都市機能の維持・誘導・集約化によるにぎわいの創出 ○居住エリアの適正な配置と誘導

2-2. 都市計画を取り巻く新たな動き

（１）働き方・暮らし方の変化への対応

デジタル化の進展や新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした、多様な働き方・暮らし方に対応した環境整備が必要となっています。

（２）SDGs等を踏まえたまちづくりへの対応

「持続可能な開発目標（SDGs¹）」の達成に向けた観点を取り入れたまちづくりを推進していく必要があります。

（３）脱炭素社会の実現に向けたまちづくりへの対応

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの低減、コンパクトな都市構造への転換や、自然環境の保全、防災・減災等も勘案した都市外縁部の自然再生等を進めていく必要があります。

（４）まちづくり DX に向けた対応

将来的な Society 5.0²の実現に向けて、例えば、交通や医療などの都市機能の最適化等、市民の生活やインフラの管理・活用を高度化・効率化すること等により、まちづくりの仕組みを変革し様々な課題を解決する、まちづくり DX³への対応が求められます。

<立地適正化計画が担うべき課題>

○持続可能なまちづくりの形成

¹ SDGs（Sustainable Development Goals）：

持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで採択された国連加盟193カ国が2016年～2030年の15年間で達成するために掲げた目標。

² Society 5.0：

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

3. まちづくりの将来像・将来都市構造・誘導方針

3-1. まちづくりの将来像

上位計画である岩内町総合振興計画では、基本理念である「健やかなまちづくり」の実現に向けて、まちづくりを進めるものとしています。

また、将来のまちづくりを担う高校生に対して実施したアンケートでは、10年後の岩内町の理想とする将来のまちの姿を一言で表す、キャッチフレーズ（将来像）として、「楽しい」「笑顔あふれる」「明るい」「やればできる」「この地で育ち、この地を育てる」といった、明るさや協働に係るフレーズのほか、「住み続けたい」「自然の多い」「昔からの自然と伝統」などまちの環境に係るフレーズ等、様々な将来像がありました。

これらを踏まえた、まちづくり将来像は、以下とします。

まちづくり将来像

「やればできる！」でまちを変える

～ この地で育ち この地を育てる 健やかなまちづくり ～

まちづくりは、市民が主体性を持って、行政と協力しながら進めていくことが大切であり、今後も人口減少が進む中で、市民・事業者・行政が互いに連携し、岩内町のこれまでの歴史や文化を活かしながら、岩内町で生まれ育った子どもたちが再び岩内町へ戻りたくなくなるような、まちづくりを行うことによって、子どもから高齢者まで、誰もが健やかに過ごし、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指します。

3-2. まちづくりのテーマ（目標）【都市計画マスタープラン】

①自然や歴史・地域とのふれあいのあるまちづくり



②誰もが安全で便利に暮らせるまちづくり



③活力とにぎわいあふれるまちづくり



3-3. 将来人口の設定

国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基本とし、人口減少を見据えたまちづくりを進めます。本計画期間終了年度である令和26年度の人口は、概ね6,400人と設定します。

³ まちづくり DX（Digital Transformation）：

基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、まちづくりの在り方を変革することで都市における新たな価値創出、または課題解決を図ること。

3-5. まちづくりの基本方針（ターゲット）・誘導方針（ストーリー）【立地適正化計画】

○立地適正化計画の基本方針（ターゲット）は、コンパクト・プラス・ネットワークによる子どもから高齢者等まで誰もが健やかに暮らし続けられるまちづくりを目指します。

○まちづくりの基本方針（ターゲット）を実現するため、基本方針（ターゲット）ごとに課題解決に向けた施策・誘導方針（ストーリー）を設定します。

＜まちづくりの基本方針＞

①外出機会を創出する 健やかウォーカブル・ネットワークづくり
【 ターゲット：高齢者 】

誘導方針（ストーリー）①：

高齢者が安全・快適に外出できる環境の形成

施策①-1 特色を活かした歩行空間の形成

都市骨格構造では、中心拠点ゾーンをウォカブルエリア、岩内運動公園及びリゾート拠点ゾーンをウォーキングエリアに設定しており、この3箇所の特色を活かした、歩行空間の整備を図ります。

施策①-2 重層的な公共交通ネットワークの維持

都市間・町内の公共交通ネットワークを維持することにより、高齢者等が外出目的に応じた公共交通を選択でき、いつまでも安心して生活できる環境の形成を図ります。

施策①-3 福祉機能と連携したまちなかづくり

郊外に立地する老人福祉センターや、介護施設等の福祉機能について、将来的なまちなかへの移転を想定するとともに、まちなかにおける高齢者が集う場を整備するなど、福祉機能と連携したまちなかづくりを図ります。

＜期待される効果＞

- ・ 高齢者の健康寿命の延伸

＜まちづくりの基本方針＞

②教育・学習環境を核とした コンパクトな居住環境づくり
【 ターゲット：若者・子育て世代 】

誘導方針（ストーリー）②：

教育環境が整備された利便性の高い居住環境の形成

施策②-1 安全で良質な住環境の形成

用途地域の縁辺部は、大規模な未利用地が残っていますが、それらについては開発の抑制を図る一方で、既存市街地における空き家・空き地の活用を促進し、安全で良質な住環境の形成を図ります。

施策②-2 義務教育学校及び岩内高校との連携による地域づくり

令和８年度に開校予定である義務教育学校及び岩内高校との連携による地域づくりを推進し、子どもたちの成長を支える環境の形成を図ります。

施策②-3 通学における公共交通の利用促進と交通結節点を活かした集いの場の形成

通学時における公共交通利用の可能性や、岩宇地域から通学する高校生等がバス待合を利用することを踏まえた、若者の集いの場の形成など、居住環境の確保に資する公共交通の利用促進と環境の整備を図ります。

＜期待される効果＞

- ・持続可能なまちづくりの形成

＜まちづくりの基本方針＞

③“まちの顔”の創出とにぎわいあふれる まちなかづくり
【 ターゲット：全世代 】

誘導方針（ストーリー）③：

“まちの顔”を拠点とした交流人口の増加

施策③-1 “まちの顔”となる交流・観光拠点の形成

岩内町を訪れる観光客等の玄関口であり、多くの施設が立地している道の駅周辺は、既存の施設との連携や、みなとまちの特色を活かしながら、町民が集うとともに、観光客が訪れるための機能を備えた“まちの顔”となる交流・観光拠点の整備を推進します。

施策③-2 “まちの顔”周辺における小規模店舗の機能維持

国道 229 号沿道を中心に形成されている商店街や、周辺の飲食店街は、個性豊かな店が立地する一方で、空き地・空き店舗も増えている状況です。“まちの顔”の周辺に立地するこれらの環境・機能の維持に向けた支援を図ります。

施策③-3 “まちの顔”を拠点とした周遊の促進

“まちの顔”となる交流・観光拠点を中心に、周辺の店への周遊を促す歩行空間や街区公園の整備を図ります。

＜期待される効果＞

- ・岩内町のブランド力向上

図 高齢者が安全・快適に外出できる環境の形成のイメージ

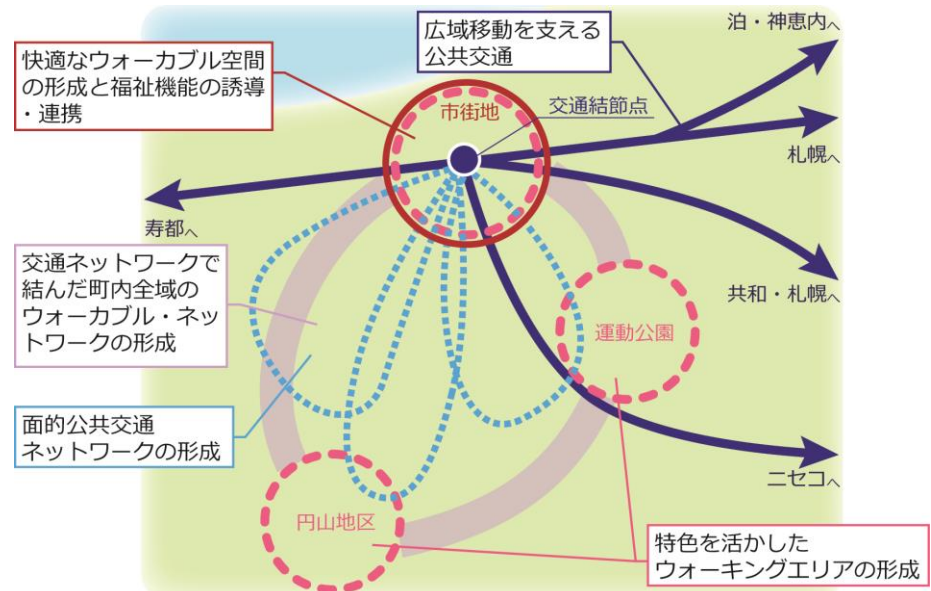


図 教育環境が整備された利便性の高い居住環境の形成のイメージ

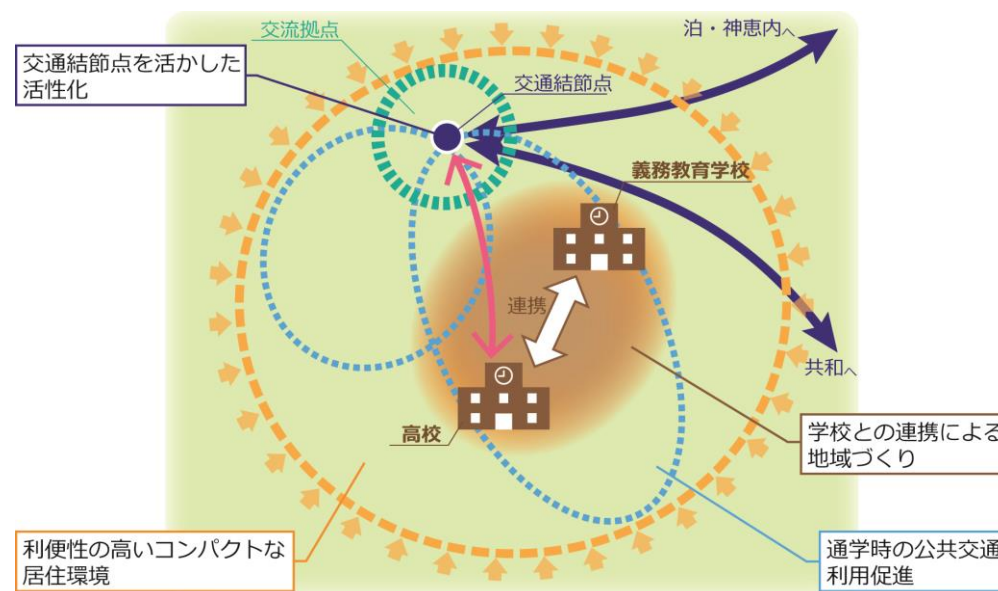
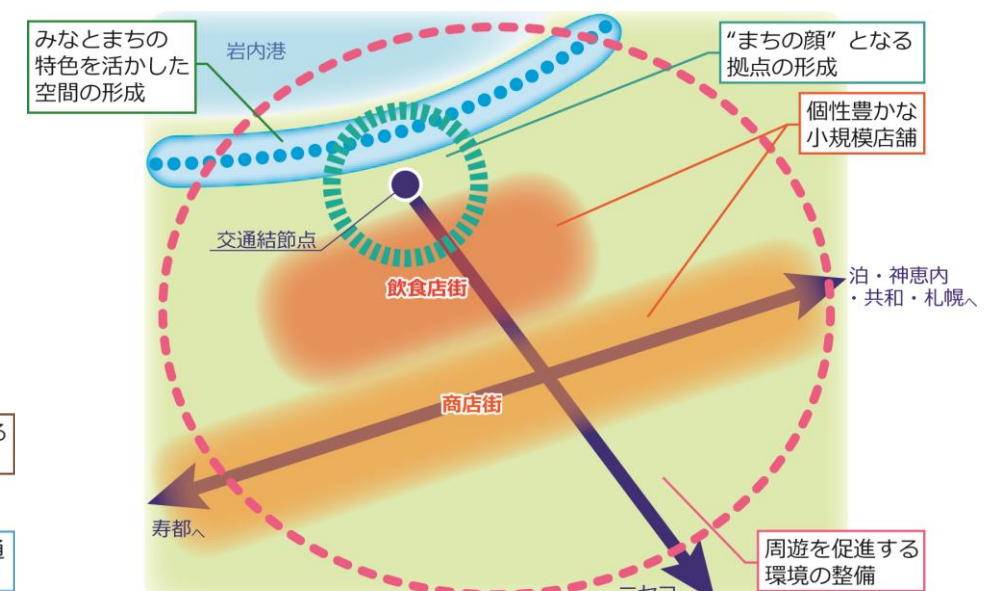


図 “まちの顔”を拠点とした交流人口の増加のイメージ



4. 居住誘導区域・都市機能誘導区域・誘導施設【立地適正化計画】

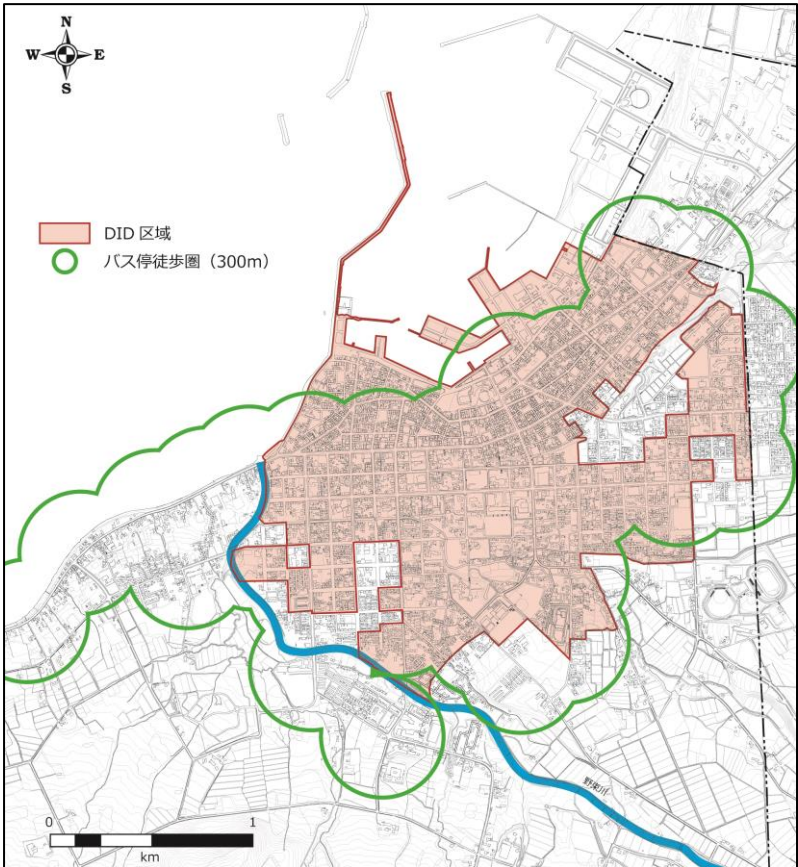
4-1. 居住誘導区域の設定

○都市計画運用指針では、居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域であるとされています。

○本町の人口は、今後も減少傾向が続き、令和27年の将来人口は、令和2年の5割程度になると推計されています。人口減少が進む中でも日常生活サービスが持続的に確保されるように、居住誘導区域を設定します。

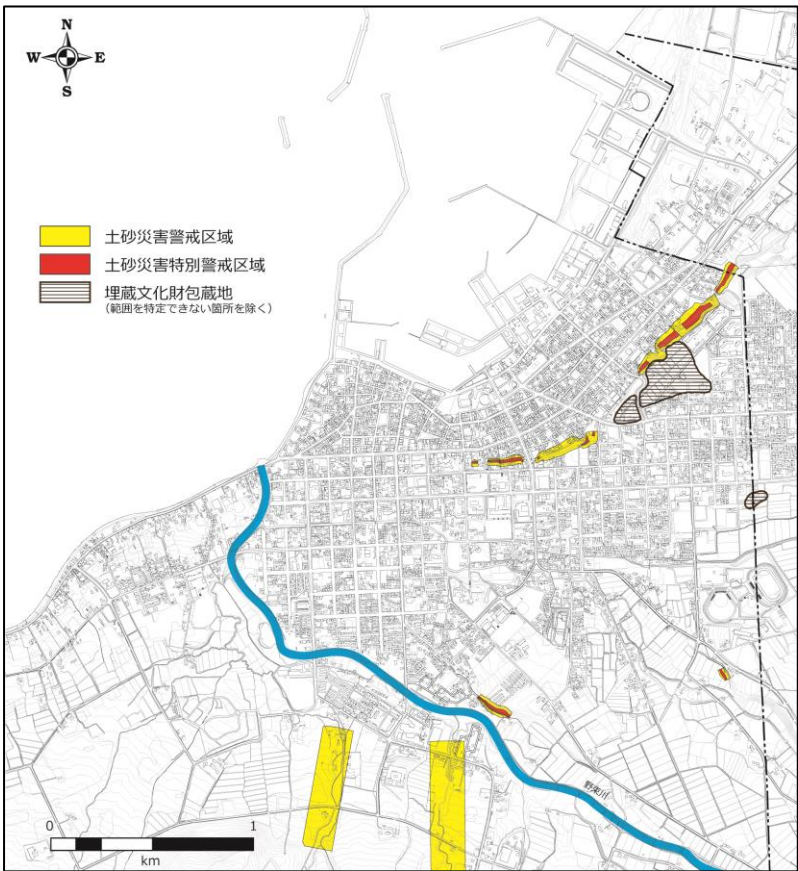
(1) 現時点で居住が集積する区域・
交通が整備されている区域

現時点で居住が集積する区域及び公共交通の徒歩圏を踏まえて設定することとし、令和2年における人口集中地区（DID）及びバス停徒歩圏を基本に、境界周辺については、地域の一体性や土地の利用現況を踏まえて設定します。



(2) 土砂災害特別警戒区域・
埋蔵文化財包蔵地

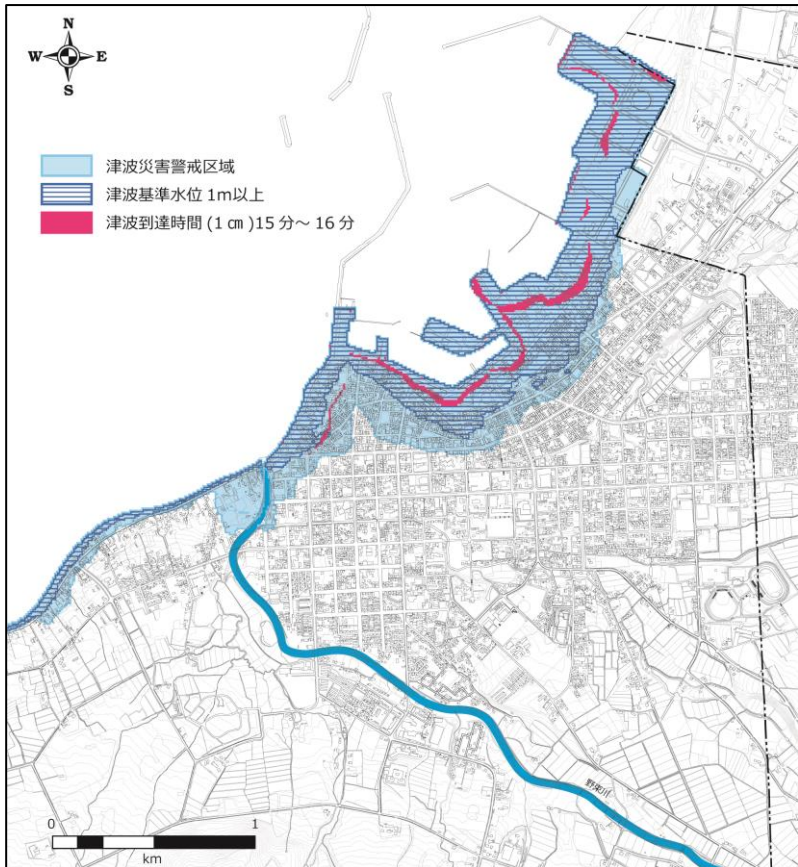
現在指定されている、土砂災害特別警戒区域、及び埋蔵文化財包蔵地のうちおおその範囲が分かっている区域については、居住誘導区域から除外します。



(3) 津波災害警戒区域

津波災害想定区域※のうち、浸水基準水位が1 m以上の区域と、津波到達時間（1 cm）が町内で最短である15～16分の区域を比較し、より内陸側にある区域から海側については、住宅地として抑制し、安全を確保すべき地域として居住誘導区域から除外します。

※浸水想定（最大クラスの津波）と同じ範囲

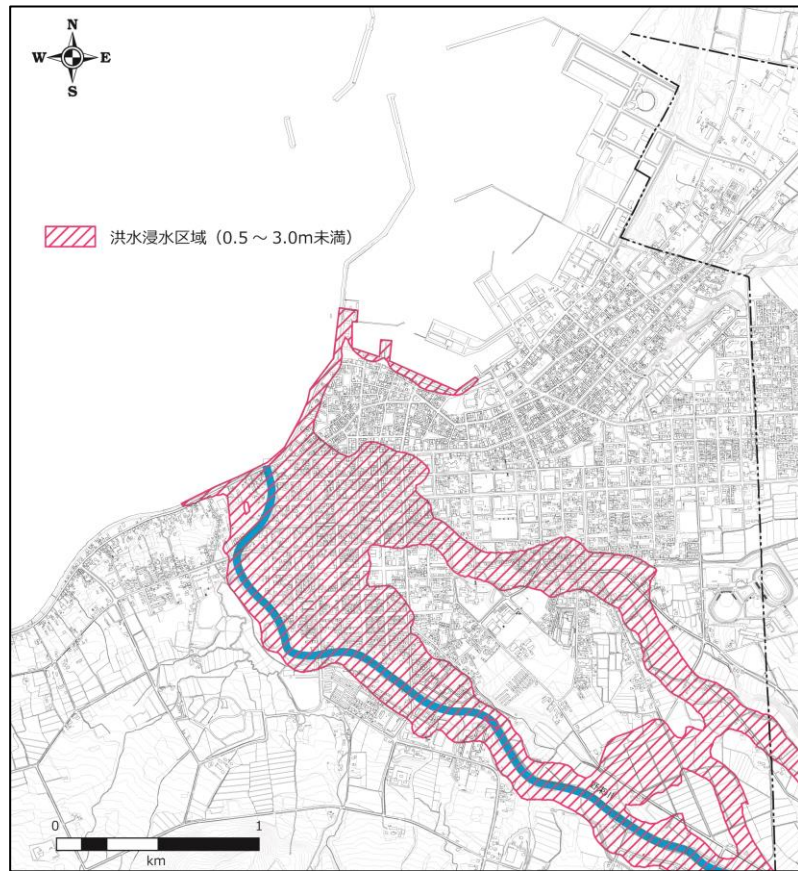


(4) 洪水浸水想定区域

野東川水系野東川で、想定し得る最大想定規模の大雨が降った場合の浸水想定深は、最大で3 m未満と想定されています。

浸水想定が0.5 m以上3 m未満の区域については、災害時において、平屋や集合住宅1階部分の住民は、安全な地域への避難が、2階以上の居室がある住民で避難が遅れた場合は、2階等への垂直避難が必要とされています。

この区域については、災害情報のきめ細かな提供や、実践的な防災訓練等によるソフト対策を講じ、居住誘導区域からは除外しないこととします。



用途地域内で野束川右岸の地区のうち、バス停の徒歩圏内であり、DID が含まれる区域を基本とした上で、前項の（２）、（３）を除いた地域とし、地域の一体性や土地の利用現況、利用方針を踏まえた区域とします。

ただし、マリンパーク周辺の地域については、文化センター・道の駅等の交流・観光拠点であり、交通拠点であるバスターミナルも立地していることから、利用者や観光客の防災対策を講じた上で、居住誘導区域に設定します。

※区域内にある土砂災害特別警戒区域及び埋蔵文化財包蔵地は、除外

4-2. 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

○都市計画運用指針では、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべき区域であるとされています。

（１）都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、バス停徒歩圏内である居住誘導区域内のうち、目指すべき都市の骨格構造で示す中心拠点ゾーンを踏まえるとともに、都市計画マスタープランでは、国道 276 号沿道を沿道サービスゾーンとして位置づけています。また、八幡通沿道は、都市機能施設が集積しており、防災・減災の観点からもこれらの範囲を含めた、概ね 2 km の区域とします。

具体的には、既存商業・医療・行政など都市機能が集積する国道 229 号、駅前通り、国道 276 号、八幡通沿道の区域を含み、西側は道道野束清住線沿道、南側は岩内高校を含む区域、東側は行政界までとします。

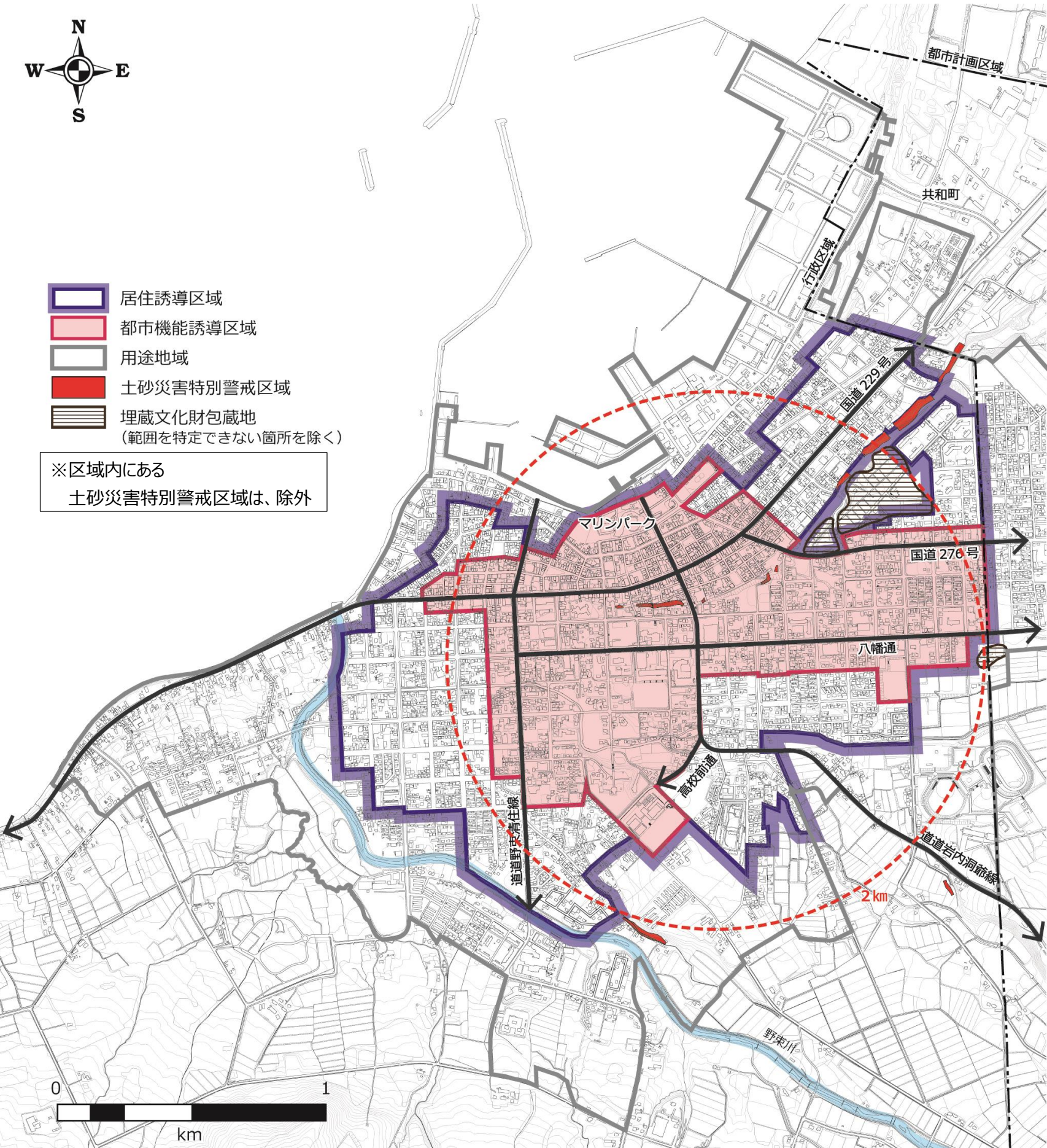
※区域内にある土砂災害特別警戒区域は、区域から除外

表 用途地域・居住誘導区域・都市機能誘導区域面積一覧

	面積 (ha)	構成比
用途地域	569.0	100.0%
居住誘導区域	279.6	49.1%
都市機能誘導区域	142.4	25.0%

※居住誘導区域、都市機能誘導区域の面積は都市計画基礎調査の面積を元に GIS 上で計測

図 居住誘導区域・都市機能誘導区域



（２）誘導施設の設定

都市計画運用指針では、誘導施設は、都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものとされています。

本町は、岩宇地域（共和町、岩内町、泊村、神恵内村）の中核としての公共公益施設や広域的な医療施設、複数の商業施設、高等学校が立地しており、町内外から多くの方が利用しています。

誘導施設は、人口減少が進む中においても岩宇地域の中核及び岩内町の都市機能の維持・向上を図ることを目指して、設定します。

誘導施設は、次の２点を踏まえて、下表のとおり設定します。

- ①岩宇地域の中核施設　：岩宇地域の中心拠点として機能を維持するために必要な施設
- ②岩内町の中心拠点施設：町内の日常生活利便性の維持・向上や、文化・交流の発展に寄与するために必要な施設、もしくは利便性の高い都市機能誘導区域内に立地することにより、施設利用者等の快適性向上が見込まれる施設

表　誘導施設一覧

分類	誘導施設	現状立地 施設数※	施設誘導の考え方	
			岩宇地域の中核	必要都市機能施設
行政施設	役場	1		○
	国・道の行政窓口を有する施設	4	○	○
文化・交流施設	図書館 拠点的な文化・交流施設	2	○	○
教育施設	義務教育学校 高等学校	1	○	○
子育て支援施設	子育て支援センター 幼稚園 保育所 認定こども園 児童発達支援センター	5		○
介護・福祉施設	保健センター 老人福祉センター 地域包括支援センター 障がい者相談支援センター	2	○	○
	上記以外の介護・福祉施設	5		○
医療施設	病院	1	○	○
	診療所（内科を含む）	7		○
商業施設	延床面積 500 ㎡以上の生鮮食 料品を扱う小売店	4	○	○
金融施設	銀行 信用金庫	4	○	○
交通拠点施設	バスターミナル	1	○	○
	道の駅	1		○
合　計		38	8	13

※都市機能誘導区域内

4-3. 都市機能及び人口密度を維持・誘導するための施策

（１）居住誘導区域内における誘導施策（主な施策）

①移住定住の促進	○若年・子育て世帯、もしくは移住世帯に対する新築・中古住宅取得の支援に加え、居住誘導区域外から区域内への住み替え支援を検討し、居住誘導区域内における住宅の取得を促進します。
②良好な居住環境の形成	○老朽化が進み利活用が困難な空き家については除却を促進するとともに、支援策について検討を行います。 ○町営住宅については、岩内町公営住宅等長寿命化計画に基づき集約・再編を進め、建替え等の際には、周辺環境や利便性を考慮しながら立地を選定します。 ○町内の美化活動や防犯活動等のまちづくり活動に対して支援し、協働によるまちづくりを促進します。
③歩行者ネットワークの形成	○目指すべき都市の骨格構造の中心拠点ゾーンは、回遊性のある、まちなかの快適な歩行空間の整備推進を図り、特色ある沿道景観の形成を図ります。 ○目指すべき都市の骨格構造の交流拠点周辺にある街区公園や空き地等については、飲食店利用者や町民のオアシス空間の創出を図ります。

（２）都市機能誘導区域内における誘導施策（主な施策）

①公共施設の集積	○目指すべき都市の骨格構造の交流拠点である、道の駅、バスターミナル等が立地する地区については、周辺地区と連携した親水空間、交流・観光・防災拠点等、様々な機能が複合する新たな“まちの顔”の創出をめざした、町民・観光客双方が利用する、にぎわいのある空間整備について、関係団体等と連携しながら検討を進めます。 ○令和８年４月の開校予定である義務教育学校による、教育機能の集約化を推進します。
②民間事業者の立地・出店促進	○都市機能誘導区域内で空き店舗や空き地を活用した集客施設の設置や商業用店舗等を開設した場合の支援措置について、既存支援措置の活用などの検討を行い、にぎわい向上を図ります。

（３）公共交通ネットワーク施策（主な施策）

①町内の面的公共交通ネットワークの確保	○岩内町地域公共交通計画と連携しながら、以下の取り組みを行います。 ●「ノッタライン」及び「円山地域乗合タクシー」については、必要に応じて路線やダイヤ等も見直ししながら、持続可能な運行を図ります。 ●令和８年度の義務教育学校開校にあわせて、児童・生徒の通学時における公共交通利用の可能性について検討を行います。
②広域移動を支える公共交通の維持	○北海道後志地域公共交通計画と連携しながら、以下の取り組みを行います。 ●札幌市や中心都市間を結ぶネットワークの維持を図ります。 ●岩宇地域の交通及び寿都・岩内間、倶知安・岩内間の交通を確保するため、生活路線バスの維持に取り組みます。
③交通結節機能の強化	○交通結節点であるバスターミナルについて、交通結節機能の強化と公共交通利用の促進に向けて、“まちの顔”としての機能の複合化を図るための検討を進めます。
④利便性向上に向けた検討	○公共交通利用者の利便性向上に向けて、キャッシュレス決済の導入を推進するとともに、利用者ニーズ等を踏まえながら、必要に応じた公共交通に係るデジタル化を検討します。

5. 分野別構想【都市計画マスタープラン】

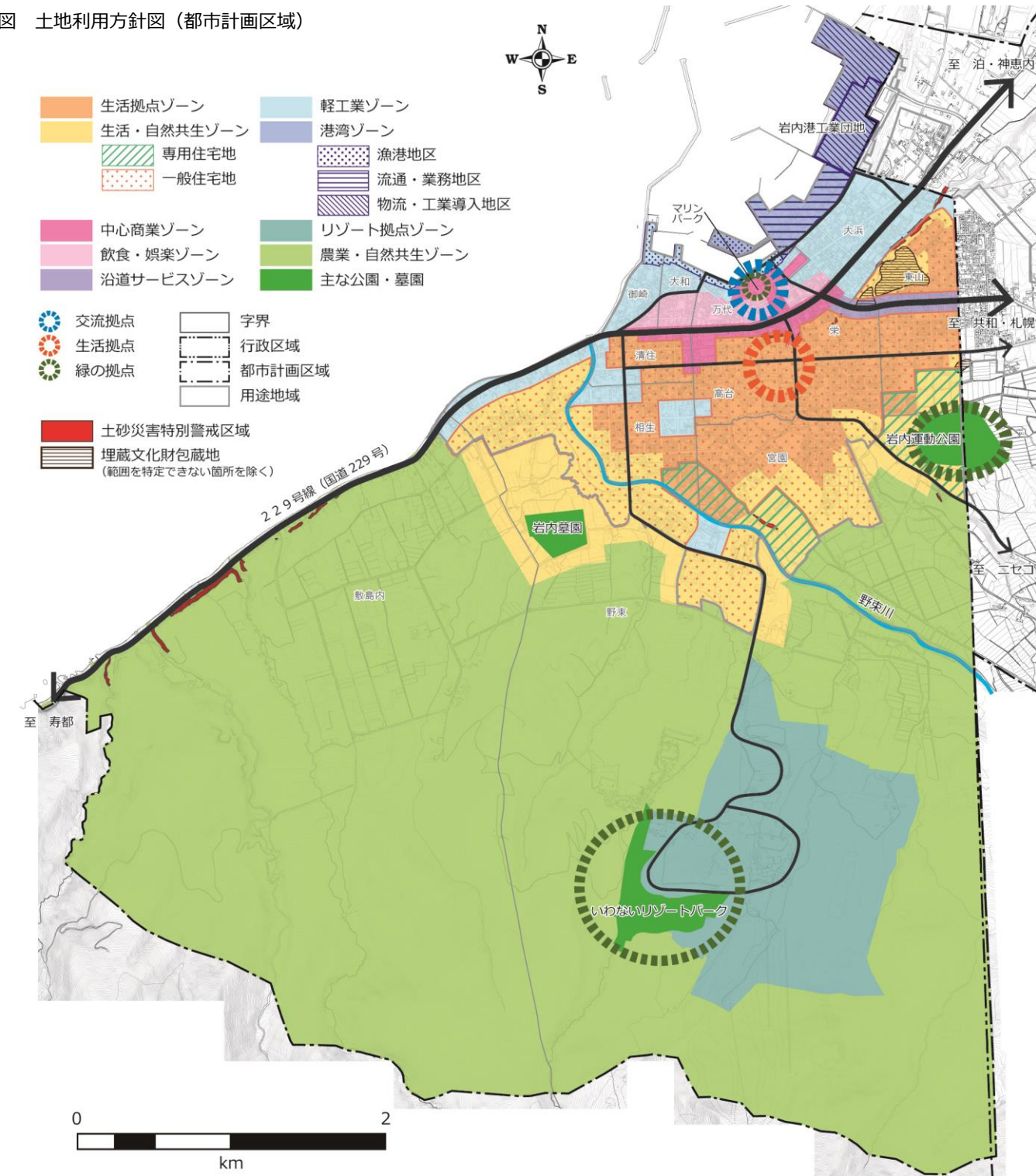
5-1. 土地利用方針（主な方針）

①生活拠点ゾーン 【住居系】	○高台地区、清住地区及び相生地区は、商業業務地の周辺で利便性が高いですが、一部は洪水浸水想定区域内であり、良好な住環境の保全を図るとともに、防災・減災に資する住宅地の形成に努めます。 ○宮園地区は、良好な景観や自然環境を生かした、静かで落ち着きのある一般住宅地の形成を図ります。 ○東山地区及び栄地区は、利便性の高さと良質な住環境が調和した一般住宅地の形成を図ります。
②生活・自然共生ゾーン【住居系】	○都市的土地利用の範囲は、原則として立地適正化計画に基づく居住誘導区域とその周辺とし、市街地周辺の農用地域や森林地域の保全を図ります。 ○野東川以南及び以西の野東地区の一般住宅地、宮園地区の専用住宅地は、良好な自然環境を生かした、静かで落ち着きのある住環境の保全を図り、洪水浸水想定区域内である地域は、防災・減災に資する住宅地の形成に努めます。 ○土砂災害特別警戒区域や埋蔵文化財包蔵地などに該当する地区は、市街化を抑制します。
③にぎわいと活力のある中心商業ゾーン 【商業系】	○229号線（国道229号）を軸とする商業地域は、商業・業務・サービス機能等の集積・維持を図ります。 ○まちなか居住の促進を図るとともに、観光客や来町者等が気軽に買物等を楽しめる、ウォーカビリティのあるゾーンの形成に努めます。 ○清住地区及び高台地区の229号線（国道229号）から八幡通（道道岩内洞爺線）までの地区は、必要に応じて用途転換の検討を行い、生活利便性の高い住宅地としての利用促進を図ります。
④特色ある飲食・娯楽ゾーン【商業系】	○中心商業ゾーンや観光施設等と連携した飲食・娯楽機能の維持と、空き店舗等の利活用促進による、特色あるゾーンの形成に努めます。
⑤利便性の高い沿道サービスゾーン 【沿道サービス系】	○岩内小沢線（国道276号）沿線の地区は、背後の住宅地に悪影響を及ぼす恐れのない、多様な沿道サービス施設立地促進による利便性の向上を図るとともに、魅力ある道路空間や沿道景観の形成に努めます。
⑥職住の近接した軽工業ゾーン 【工業系】	○港湾背後の大浜地区、大和・御崎地区は、住宅地に悪影響を及ぼす恐れのない水産加工施設等が住宅と混在するゾーンとします。 ○清住地区や相生地区の一部にみられる住工混在地区及び野東地区に工場が立地していた地区は、当面、軽工業ゾーンとします。 ○住工混在地区については、市街地のコンパクト化を基本とした住宅地としての利用促進を図り、必要に応じて用途純化の検討を図ります。
⑦物産・物流、工業機能の集積する港湾ゾーン 【工業系】	○漁港地区は、特色あるみなとまち景観の形成を図るとともに、マリンパークに隣接した地区は、中心商業ゾーンと連携した親水・交流空間、観光拠点等の整備検討を図ります。 ○流通・業務地区は、港湾関連の流通・業務施設や工場の立地を促進すべき地区として、効率的な土地利用をめざします。 ○物流・工業導入地区は、岩内港工業団地として、新規企業の立地促進を図ります。 ○特定地域振興重要港湾に指定されている「岩内港」として、臨港地区を定めて適切な港湾利用を図ります。

⑧自然と調和した環境
【用途地域外白地地域】

- 特定用途制限地域による、適切な土地利用規制・誘導を図ります。
- 円山地区は、リゾート拠点ゾーンとし、周辺の自然と調和した観光・宿泊施設等の適切な誘導を図ります。
- 用途地域周辺の地区は、生活・自然共生ゾーンとし、一定の土地利用を認めつつも、開発の抑制を基本とし、用途地域内への誘導を図ります。
- 上記以外の地域については、農業・自然共生ゾーンとし、豊富な農地・森林の環境維持保全に努め、無秩序な土地利用・開発を防ぐための規制を図ります。

図 土地利用方針図（都市計画区域）



5-2. 交通体系方針（主な方針）

①広域交通ネットワークの強化	○岩内小沢線（国道 276 号・道道岩内港線）や、229 号線（国道 229 号）は広域の幹線道路、観光ルートとして、安全対策等を含めた整備促進を図ります。 ○停車場通（道道岩内洞爺線）は、広域の産業・生活道路、ニセコ・洞爺方面を連絡する観光ルートとして、通年通行を含めた整備促進を図ります。
②市街地内の幹線道路ネットワーク形成	○市街地内の幹線道路については、緊急輸送道路としての役割や安全な歩行空間づくりにも配慮しながら、順次整備促進を図ります。 ○野束川通、野束宮園通の野束川横断区間（起点側）及び、公園通（道道野束清住線）の停車場通（道道岩内洞爺線）までの区間は、現道が無く、長期未着手の道路区間であることから、都市計画道路の見直し方針に基づき、廃止・変更等を検討し、適正な街路の維持を図ります。 ○野束宮園通の終点側区間及び、旧波止場通（道道野束清住線）終点側区間は、現道があるものの、長期未着手の道路区間であることから、都市計画道路の見直し方針に基づき、廃止・変更等を検討し、適正な街路の維持を図ります。
③公共交通機関等の充実	○岩内町地域公共交通計画及び、北海道後志地域公共交通計画に基づき、既存の路線バスの維持による利便性確保と、町内循環バス及び円山地区の乗合タクシーによる、町内の面的な公共交通ネットワーク形成を図ります。 ○交通広場については、現在の機能確保を基本としながら、周辺の土地利用状況によっては、必要に応じた廃止・変更等の検討を進めます。
④歩行者ネットワークの形成	○中心拠点ゾーンと周辺の商業地・臨港地区が一体となった、回遊性のあるウォーカブル・ネットワークの形成をめざし、歩行空間の整備推進を図ります。 ○道の駅周辺から寺院の集積ゾーンや岩内神社に至る神社通りを「シンボル道路」、寺社や各種遺跡が集積する岩ヶ嶺通りを「歴史の散歩道」、マリンパークから旧フェリーターミナル用地及び新港地区緑地までを「海辺の散歩道」と位置づけ、特色ある歩行空間及び沿道景観の整備推進や維持管理を図ります。 ○岩内運動公園及び、円山地区のレクリエーションゾーンについては、ウォーキングエリアと位置づけ、中心市街地、岩内運動公園、円山地区を公共交通ネットワークで結んだ町内全域のウォーカブル・ネットワークを形成し、各地区の特色を活かした歩行空間の整備推進を図ります。

5-3. 公園・緑地方針（主な方針）

①住区基幹公園の整備・活用	○町営住宅跡地や埋蔵文化財包蔵地等を活用した、住民のための身近な公園・緑地・広場等の整備推進を図ります。 ○マリンパークは、岩内港周辺及び、道の駅周辺の土地利用・拠点整備に合わせた空間整備を図ります。
②都市基幹公園の活用	○運動公園や総合公園（いわないリゾートパーク）は、町民の健康増進に資するウォーキング空間としての整備・活用を図ります。
③特殊公園等の整備・活用	○既存墓園は、適正な維持管理・活用を図ります。 ○含翠園の保全・整備を推進し、シンボル道路沿道の景観形成を図ります。
④その他の公園・広場・レクリエーションゾーンの整備・活用	○新港地区における、新港地区緑地の活用を図ります。 ○円山地区のいわないリゾートパークを中心とした周辺地域は、ウォーキングエリアとしての空間形成をめざします。
⑤主な散策路の整備・活用	○野束川や運上屋川及び、ポンイワナイ川等の河川は、治水対策とともに、河川空間を生かした歩行者ネットワーク（川辺の散歩道）の形成をめざします。

図 交通体系方針図（用途地域内）



5-4. 都市防災方針（主な方針） ※後述、防災指針も参照

- ◆準防火地域の指定
- 現状の準防火地域内は、一定の防火性能の向上が図られている地区も見られるものの、依然として古い建築物が立地しており、引き続き、地域内の防火性能の向上を図っていきます。
 - 今後、大浜地区北側の浜中大通より東側の地域、及び、清住地区及び高台地区の 229 号線（国道 229 号）から八幡通（道道岩内洞爺線）までの地区における用途転換に向けた変更を行った場合の当該地域について、一定程度の防火性能の向上が確認できた際には、準防火地域の縮小を検討していきます。

5-5. その他都市施設の整備方針

- 岩内郡漁業協同組合地方卸売市場は、都市施設の市場として機能の維持保全に努め、必要に応じた検討を行います。
- 岩内町霊苑は、都市施設の火葬場として機能の維持保全に努めます。
- 岩宇地域による岩内地方衛生組合にて施設の稼働を行っている、最終処分場及びごみ焼却場の維持管理を図ります。
- 将来的な土地利用方針と整合性を図りながら、公共下水道の計画的な整備・維持管理を推進するとともに、整備地区内での下水道接続率の向上を図ります。

6. 地域別構想【都市計画マスタープラン】

全体構想及び分野別構想の方針に沿って、地域別のまちづくりにおける基本的な方針を定めます。
地域区分にあたっては、地理的条件や土地利用等を踏まえて、3地域（商業・臨港地域、市街地地域、郊外・リゾート地域）に区分します。

6-1. 商業・臨港地域

（1）地域の将来像

みなとまちの中心であったこれまでのまちづくりを踏まえて、町民が集い、憩い、交流するとともに、観光客が最初に訪れるような“まちの顔”を創出していき、“まちの顔”を中心としながら、港と一体となった、にぎわいが溢れるまちなかづくりをめざします。

地域の将来像 港を活かした、“まちの顔”の創出とにぎわいあふれるまちなかづくり

（2）地域づくりの基本方針（主な方針）

◆土地利用方針

- 中心商業ゾーンは、商業・業務・サービス機能等の集積・維持を図るとともに、生活利便性を活かした高齢者向け住宅・施設や町営住宅の供給等、まちなか居住の促進を図ります。
- 交流拠点である、マリnpark、文化センター、木田金次郎美術館、道の駅、バスターミナル等が立地する地区については、周辺地区と連携した親水空間、交流・観光・防災拠点等、様々な機能が複合する新たな“まちの顔”の創出をめざした、町民・観光客双方が利用する、にぎわいのある空間整備について、関係団体等と連携しながら検討を進めます。
- 商店街が自ら行う、空き地を活用した駐車場の整備やイベントの実施、空き店舗を活用した特色ある活動拠点づくりもしくは国道の緑化空間を活用した花の植栽等を促進し、住民・商店街等との協働による、にぎわいのある地域づくりをめざします。
- 漁港や岩内郡漁業協同組合地方卸売市場など、漁業関連施設の立地する漁港地区は、特色あるみなとまち景観の形成を図るとともに、新たな“まちの顔”と連携した、親水・交流空間等の整備検討を図ります。
- 準防火地域においては、引き続き、地域内の防火性能の向上を図りながら、今後、大浜地区北側の浜中大通より東側の地域、及び、清住地区及び高台地区の229号線（国道229号）から八幡通（道道岩内洞爺線）までの地区における用途転換に向けた変更を行った場合の当該地域について、一定程度の防火性能の向上が確認できた際には、準防火地域の縮小を検討していきます。

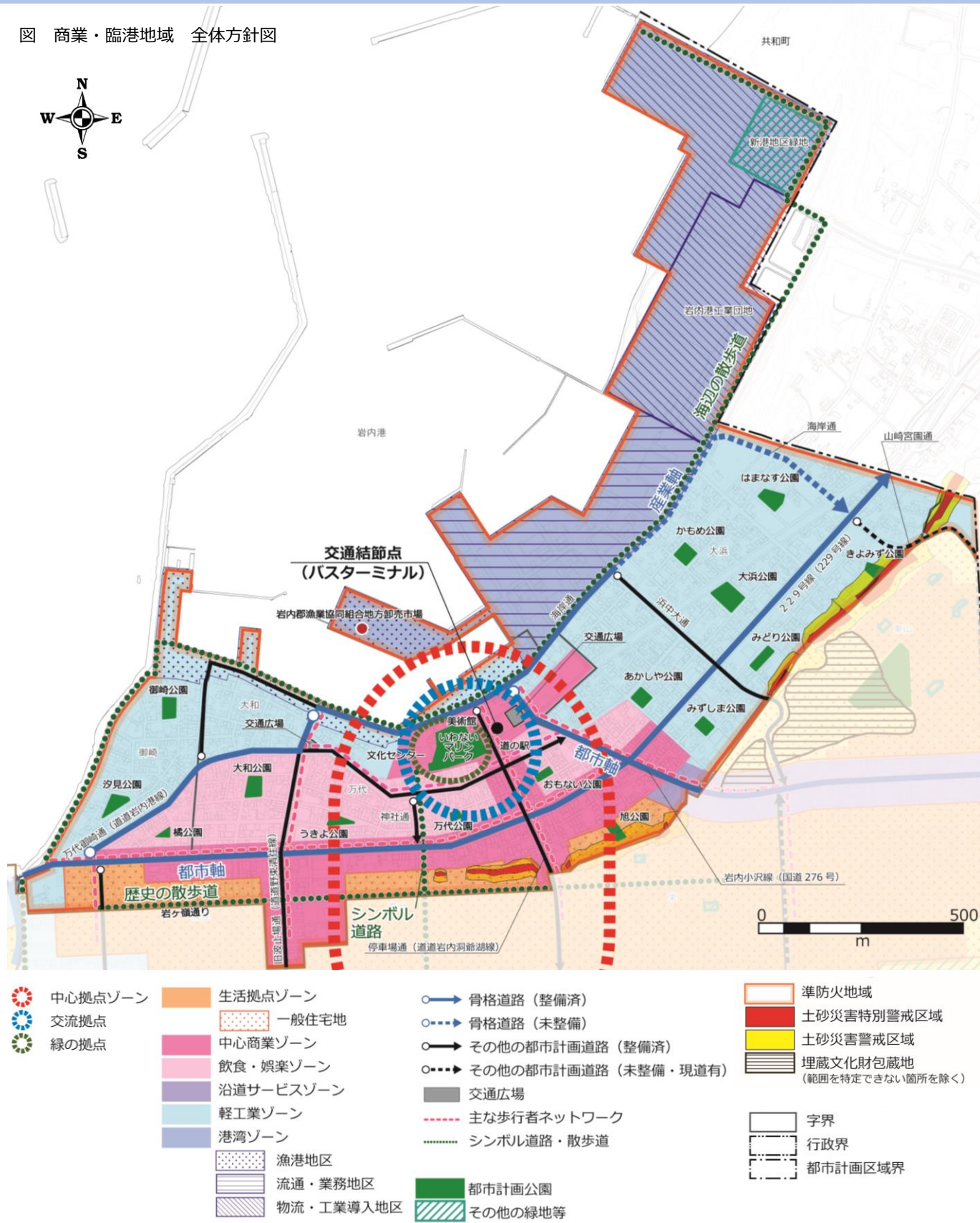
◆交通体系方針

- 交通結節点であるバスターミナルは、交流拠点内に位置し、他機能と複合化した、新たな“まちの顔”の創出をめざした空間整備について、関係団体等と連携しながら検討を進めます。

◆公園・緑地方針

- 地域内における既存の街区公園については、これまでの大火による都市計画の歴史を踏まえて、今後も維持管理することとし、周辺住民の意向を踏まえた有効活用について、検討を行います。特に、飲食・娯楽ゾーン内にある街区公園や空き地等については、飲食店利用者や町民のオアシス空間の創出を図ります。
- マリnparkは、「緑の拠点」として岩内港周辺及び、道の駅周辺の新たな“まちの顔”の創出をめざした、空間整備を図ります。
- 新港地区における、新港地区緑地は、北東側の海水浴場予定地整備（共和町）との連携した活用を検討し、必要に応じた環境整備を図ります。

図 商業・臨港地域 全体方針図



6-2. 市街地地域

(1) 地域の将来像

岩内大火で難を逃れた、貴重な歴史的遺産の保全・継承を図りながら、更なるコンパクトな市街地形成に向けた計画的な土地利用の推進による、誰もが安心して、便利に暮らせるまちづくりをめざします。

地域の将来像

歴史にふれながら、誰もが便利に暮らせる

コンパクトな市街地の形成

(2) 地域づくりの基本方針（主な方針）

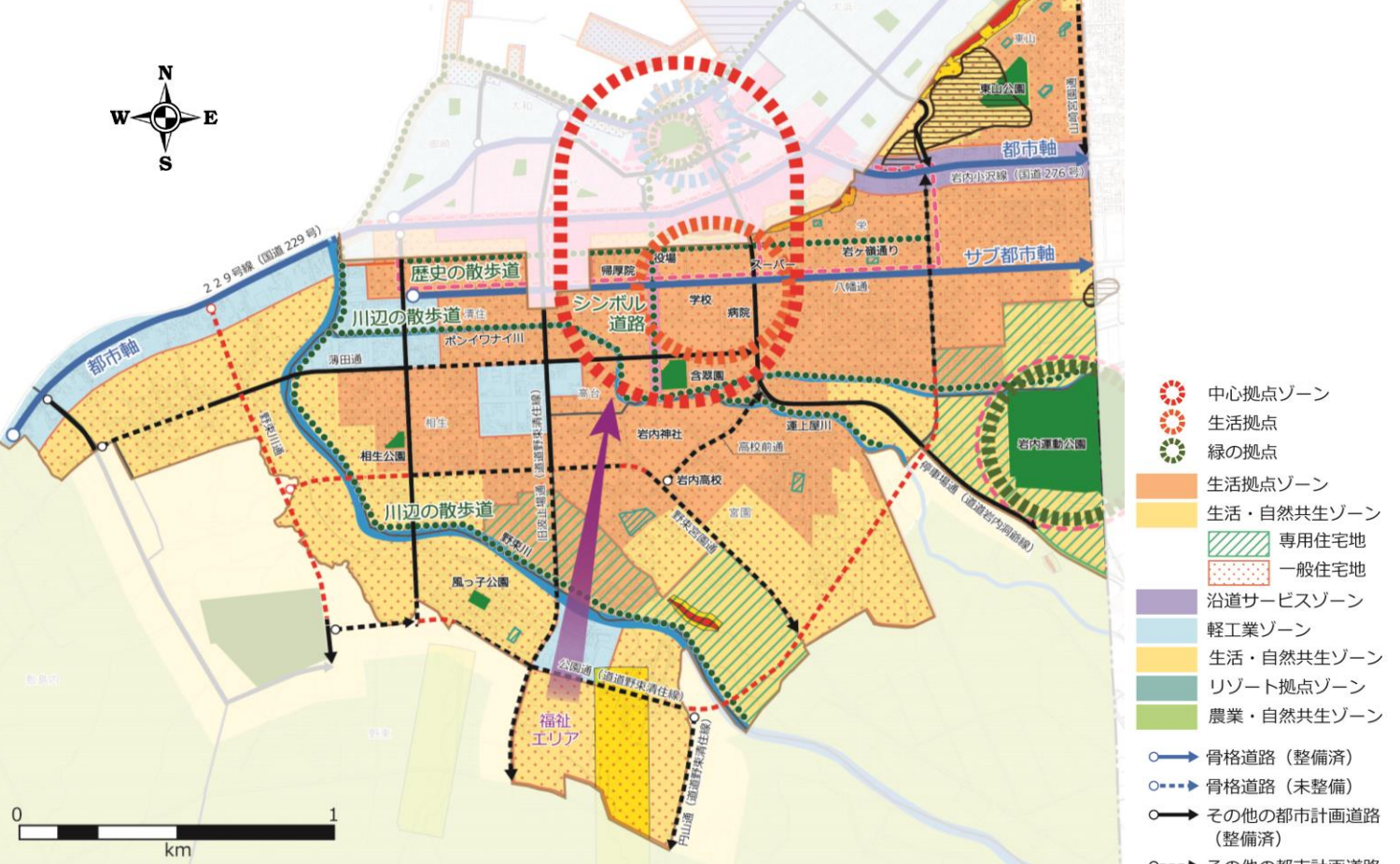
◆土地利用方針

- 生活拠点である、役場庁舎を中心とした八幡通（道道岩内洞爺線）沿線における行政・業務、商業、医療、教育機能が集積した地区については、それらの機能維持と更なる利便性向上を目指すとともに、各施設敷地内の緑化等を促進し、緑豊かな空間づくりをめざします。
- 東山地区の土砂災害特別警戒区域や埋蔵文化財包蔵地など、これらに該当する地区については、市街化を抑制します。
- 軽工業ゾーンは、市街地のコンパクト化を基本とした住宅地としての利用促進を図り、必要に応じて用途純化の検討を図ります。

◆公園・緑地方針

- 地域内に公園が少ない状況であることから、適切配置を図るため、町営住宅跡地や埋蔵文化財包蔵地等を活用した、街区に居住する住民のための身近な公園・緑地・広場等の整備を推進します。
- 岩内運動公園は、「緑の拠点」として、自然環境を活かした歩行者が心地よく歩くことができ、町民の健康増進に資する、ウォーキング空間の活用を図ります。

図 市街地地域 全体方針図



6-3. 郊外・リゾート地域

(1) 地域の将来像

地域内の豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然や眺望景観等の地域資源を活かした、観光・レクリエーション空間等、魅力ある地域づくりをめざします。

地域の将来像

豊かな自然環境の保全と、自然を活かした魅力ある地域づくり

(2) 地域づくりの基本方針（主な方針）

◆土地利用方針

- リゾート拠点ゾーンは、周辺の自然と調和した観光・宿泊施設等の適切な誘導を図るとともに、既存のパークゴルフ場、円山展望台、オートキャンプ場、森林公園及びスキー場等が、周辺環境と調和した整備・活用を図りながら、特色ある空間づくりをめざします。
- 今後の土地利用動向等を踏まえながら、必要に応じて、リゾート拠点ゾーンにおける開発行為・建築づくり等における自然景観の保全や景観形成に向けたルールづくりについて検討を行います。
- 農業・自然共生ゾーンは、今後とも豊富な農地・森林の環境維持のため、その保全に努め、特定用途制限地域により、無秩序な土地利用・開発を防ぐための規制を図ります。

◆公園・緑地方針

- 総合公園（いわないリゾートパーク）を中心とした周辺地域（森林公園など）は、「緑の拠点」として、自然環境を活かした歩行者が心地よく歩くことができる、ウォーキング空間の活用を図ります。

図 郊外・リゾート地域 全体方針図



7. 防災指針【立地適正化計画】

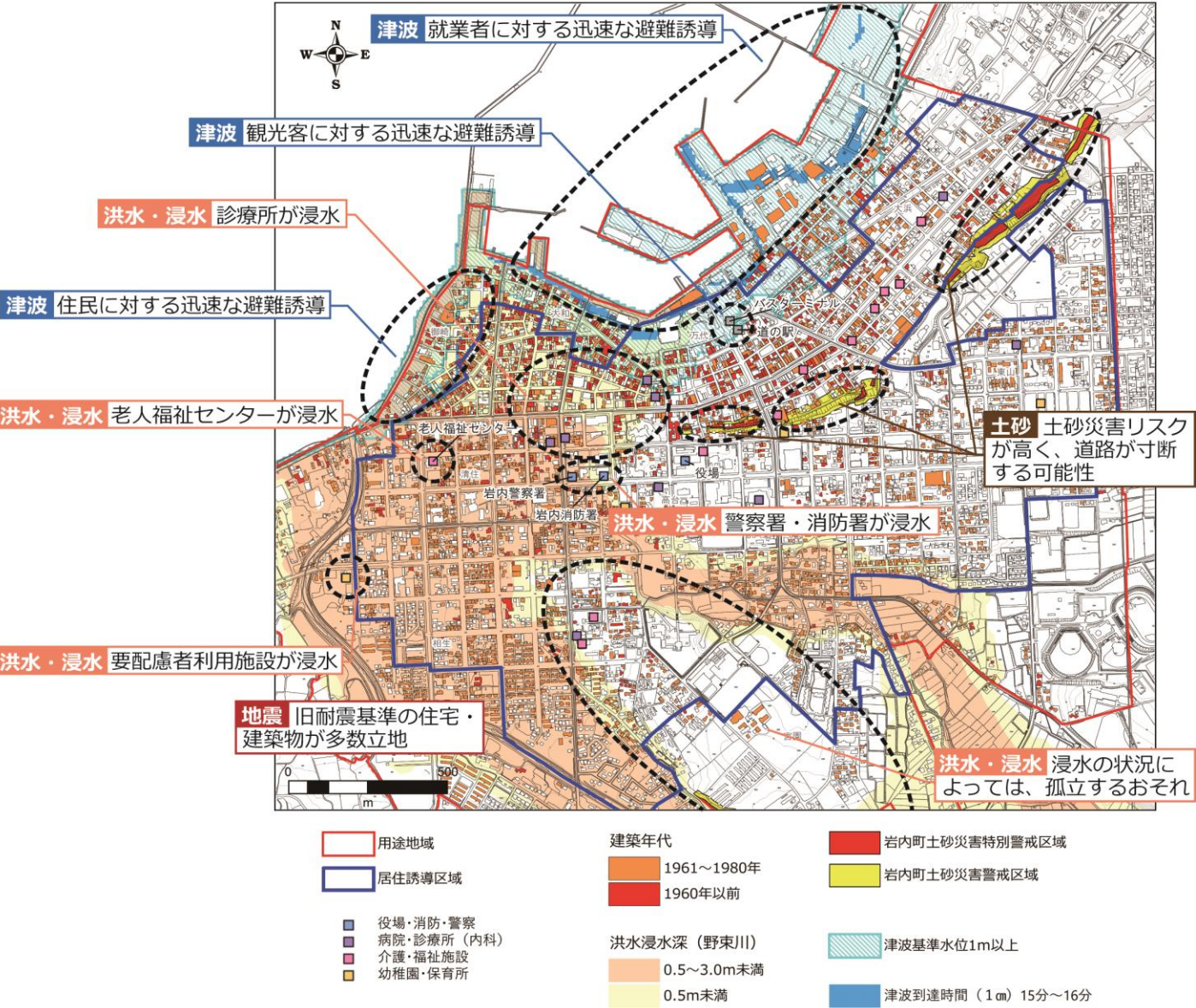
本町で想定される災害は、地震、津波、洪水（浸水）、土砂災害であり、大規模盛土造成地は町内にありません。

7-1. 課題抽出と取組方針

都市計画運用指針では、防災指針に基づく取組は、基本的に居住誘導区域内を対象として、災害リスク分析の結果を踏まえて定めることとなとされています。

都市計画運用指針を踏まえ、居住誘導区域内について、岩内町地域防災計画、岩内町水防計画及び岩内町国土強靱化地域計画と整合を図りながら、取組方針を示すこととし、居住誘導区域外における対策については、居住誘導区域内への居住誘導を図るほか、岩内町地域防災計画、岩内町水防計画及び岩内町強靱化地域計画に基づき取り組むものとしします。

（1）課題の抽出



（2）取組方針

上位計画である、岩内町総合振興計画のまちづくり大綱の一つが「地域を支える安全・安心」であり、頻発する自然災害などから町民の生命と財産を守るために、都市インフラの計画的な整備と自然環境への配慮により、持続可能なまちづくりを目指すとしています。

本計画の防災指針における取組方針においても、総合振興計画のまちづくり大綱を踏まえて、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させる「ハード対策」及び「ソフト対策」により、みんなが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指します。

取組方針 地域を支える 安全・安心なまちづくり		
ハード対策（主な対策）	全般	○総合的な防災・災害復旧の拠点となる役場庁舎や指定避難所等について、必要に応じた改善・修繕等を実施し、施設の整備・充実に努めます。 ○緊急輸送道路や避難路等の整備、修繕等を計画的に進めます。
	地震	○既存住宅の耐震診断及び耐震改修工事に対する支援を検討し、住宅の耐震化を促進します。 ○利活用が困難な空き家については除却を促進するとともに、支援策について検討を行います。
	土砂	○関係機関と連携し、急傾斜地の危険防止対策を進めます。
	津波	○港湾で従事する就業者や道の駅等に来訪する観光客等が迅速な避難を可能とする、緊急避難施設等の整備を検討します。 ○関係機関と連携し、津波浸水を防ぐための港湾施設の改良整備促進を図るとともに、御崎地区の海岸保全施設の維持管理に努めます。
	洪水・浸水	○浸水区域内に公共施設や誘導施設を建設する際は、浸水を超える垂直避難を行える建物整備を推進します。 ○野束川水系流域治水プロジェクトに基づき、北海道、岩内町、関係機関が一体となって野束川の流域治水を推進します。 ○運上屋川等町管理の普通河川については、河道を確保するための浚渫、護岸補修を進めます。 ○道路側溝等排水施設の改修、排水ポンプ等の適切な整備を進めます。
ソフト対策（主な対策）	全般	○ハザードマップの配布、町ホームページ及び防災行政無線の活用など防災情報のきめ細かな提供を進め、災害情報の周知徹底を図ります。 ○国や北海道における浸水想定区域等の見直しなどを契機として、ハザードマップの情報を更新するとともに、町民へ周知します。 ○実践的な防災訓練や防災出前講座等さまざまな防災活動を通じ、町民1人ひとりの防災意識・防災性の向上を図ります。 ○自主防災組織の設立に向けた取り組みを推進します。 ○災害時の避難行動要支援者については、関係機関や町内会・自治会との連携による、対象者ごとの避難計画（個別計画）を策定します。